

# 役員等職務権限規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「この法人」という。）における役員及び管理職が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

## (会長)

第2条 会長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 理事会、総会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役員の出張及び職員の国外出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (18) 予備費の使用に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 基金に関すること。
- (21) 会費に関すること。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (23) 労働契約に関すること。
- (24) 登記に関すること。
- (25) 寄附金の受入に関すること。

(26) その他法人の重要事項に関すること。

(副会長)

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に係る職務を代行する。

(専務理事)

第4条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 職員の県外出張に関すること。
- (6) 1件当たりの金額が50万円未満の寄附金の受入に関すること。
- (7) 1件当たりの金額が300万円未満の収入及び100万円未満の支出予算の執行に関すること。
- (8) 寄附金の執行に関すること。
- (9) 交際費の執行に関すること。
- (10) 慶弔費の執行に関すること。
- (11) 動産の賃貸借に関すること。
- (12) 情報公開に関すること。
- (13) その他前各号に準ずる事項に関すること。

(部長)

第5条 部長は、会長の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 1件当たりの金額が100万円未満の収入、給料手当等の人件費及び50万円未満の支出予算の執行に関すること。
- (2) 臨時雇用職員の任免に関すること。
- (3) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (4) 職員の通勤手当に係る確認、決定及び改定に関すること。
- (5) 育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関すること。
- (6) 安全、衛生、防災管理に関すること。
- (7) その他他の部に属しない事項の処理に関すること。

(次長)

第6条 次長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 所属職員に対する業務上の指導及び監督に関すること。
- (3) 所属職員の県内出張に関すること。
- (4) その他所掌事務のうち軽易な事務に関すること。

(課長)

第7条 課長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 部長等の命により、分掌する業務を処理すること。
- (3) 所属課員の休暇及び欠勤の承認に関すること。
- (4) 所属課員の事務分担に関すること。
- (5) 所属課員に対する業務上の指導及び監督に関すること。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会において行う。
- 2 この規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立を登記の日（平成26年5月1日）から施行する。